
プロジェクト リース

項目 金融商品の時価等の開示に関する適用指針の改正案（ASBJ 基準等の改正案）

I. 本資料の目的

1. 企業会計基準適用指針第 19 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（以下「時価開示適用指針」という。）の改正案につき、第 484 回企業会計基準委員会（2022 年 8 月 1 日開催）及び第 119 回リース会計専門委員会（2022 年 8 月 24 日開催）においていただいたご意見に対して事務局の対応案をお示ししており、ご意見を伺いたい。第 484 回企業会計基準委員会及び第 119 回リース会計専門委員会にご提示した審議資料を審議(3)-5 参考としてお示ししている。

II. 事務局提案の要約

2. 時価開示適用指針におけるリース債権等¹の取扱いを次のとおりとする。
 - (1) 「金融商品の時価等に関する事項」の注記（貸借対照表の科目ごとの貸借対照表計上額、時価、差額の注記）について、現行の時価開示適用指針における取扱いを変更せず、注記を求める。
 - (2) 「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」の注記（レベルごとの時価及び時価の算定に用いた評価技法等の説明等の注記）について、現行の時価開示適用指針における取扱いを変更し、注記を求めない。

III. 第 484 回企業会計基準委員会及び第 119 回リース会計専門委員会における事務局提案の要約

3. 事務局からは、次の提案を行った。
 - (1) リース負債について、現行の時価開示適用指針における取扱いを変更し、時価開示の注記をしないこととする。
 - (2) リース債権等について、現行の時価開示適用指針における取扱いを変更せず、時価

¹ リース債権及びリース投資資産のうち見積残存価額を除くリース料債権部分（時価開示適用指針第 24 項）

開示の対象とする。

IV. 第 484 回企業会計基準委員会及び第 119 回リース会計専門委員会 で聞かれた意見

4. リース債権等に係る時価の注記について、現在の開示を継続するというのではなく、国際的な会計基準における開示要求も考慮し、利用者の便益と作成者のコストを比較して開示の必要性を検討してはどうか。
5. リース負債に係る時価の注記を求めない理由について、コストと複雑性の観点のみではなく、借入金等と比較してリース負債の時価開示のベネフィットが劣ることも説明する必要があると考える。
6. リース負債に係る時価の注記について、IFRS 会計基準や米国基準と安易に結びつけて開示不要という判断はすべきではないと考えるが、利用者の立場として、借入金や社債と異なりリース負債の簿価と時価は必ずしも比較していないと考えられる。したがって、コストとの見合いから、リース負債について時価注記を求めないという考え方は受け入れ可能である。

V. 事務局の分析及び提案

リース債権等の時価の注記

7. これまでのリース基準の改正の議論において、貸手については、リースの定義及びリースの識別並びに収益認識会計基準と整合性を図る点を除き、現行のリース会計基準等の定めを踏襲することを提案している。貸手の開示については、当初変更しないことを提案していたが、IFRS 会計基準においても利用者からの意見を踏まえて貸手については開示の拡充が行われていることを考慮すべき等のご意見を踏まえ、IFRS 第 16 号と同等の開示を取り入れる議論を行ってきている。ただし、基準の改正に伴う作成者のコストを考慮し、IFRS 第 16 号を超える開示の提案は行っていない。これらも踏まえて、再度事務局分析を行うこととする。
8. リース債権等に関連して、時価開示適用指針は次のとおり「金融商品の時価等に関する事項」と「金融商品のレベルごとの内訳等に関する事項」の注記を求めている。

(1) 金融商品の時価等に関する事項

金融商品に関する貸借対照表の科目ごとの貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額（時価開示適用指針第 4 項(1)）

(2) 金融商品のレベルごとの内訳等に関する事項

- ① 貸借対照表日におけるレベル1、レベル2、レベル3のそれぞれの時価の合計額（時価開示適用指針第5-2項(2)）
 - ② 貸借対照表日における時価がレベル2の時価又はレベル3の時価に分類される場合に(ア)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明及び(イ)時価の算定に用いた評価技法又はその適用を変更した場合、その旨及び変更の理由（時価開示適用指針第5-2項(3)）
9. リース債権等に係る時価の注記について次の3つの取扱いが考えられる。それぞれの長所及び短所については、次のとおりと考えられる。

- (1) 「金融商品の時価等に関する事項」と「金融商品のレベルごとの内訳等に関する事項」の両方の注記を求める（案1）。

長所

- これまで有用としていた注記を維持することとなり開示の後退をもたらさない。

短所

- 「金融商品のレベルごとの内訳等に関する事項」はIFRS会計基準においてリースについて求められていない注記であり、国際基準を超えた注記の要求を継続することとなる。

- (2) 「金融商品の時価等に関する事項」の注記を求め、「金融商品のレベルごとの内訳等に関する事項」の注記は求めない（案2）。

長所

- 貸手において注記を拡充することを提案しており、基準の改正に伴うコストの増加への対応となる。
- IFRS会計基準における注記要求と整合する。
- IFRS会計基準を超えた注記は求めないこととするこれまでの開発の方向と整合する。

短所

- これまで有用としていた注記の一部を削除することとなり開示の後退となる可能性がある。
- 時価を算定すること自体は求めるため、時価を算定するコストへの対応とはならない。

- (3) 「金融商品の時価等に関する事項」と「金融商品のレベルごとの内訳等に関する事

項」の両方の注記を求めない(案3)。

長所

- 貸手において注記を拡充することを提案しており、基準の改正に伴うコストの増加への対応となる。

短所

- これまで有用としていた注記を削除することとなり開示の後退となる可能性がある。
- リースに係る債権のみを時価の注記の対象外とすることは、時価開示適用指針において、顧客との契約から生じた債権²に係る時価の注記を要求していることと不整合となる。
- IFRS 会計基準において求められている「金融商品の時価等に関する事項」の注記を行わないこととなり、国際的な会計基準との整合性が損なわれる可能性がある。

10. 前項のとおり、それぞれの取扱いについて、長所と短所が存在するが、次の理由により案2を採用することが考えられるかどうか。

- (1) 時価開示適用指針における貸手における時価開示の対象は、ファイナンス・リースに係るリース債権等であり、現行の取扱いから範囲の変更を行うものではない。貸手のリースについては、リース期間についても解約不能期間に借手が行う意思が明らかである再リース期間を加えたものとする変更もおこなっていない。したがって、リース負債において範囲の増加が生じることとは議論が異なっている。
- (2) 時価開示適用指針は、金融取引を巡る環境が変化する中で、金融商品の時価情報に対するニーズが拡大していること等を踏まえ、「金融商品の時価等に関する事項」を求めることとしたものである(時価開示適用指針第9項)。リース債権等については、流動化が行われることも想定され、時価の注記の削除は開示の後退となる可能性が高い。
- (3) 時価開示適用指針における「金融商品のレベルごとの内訳等に関する事項」は、国際的な会計基準との整合性を図ることを目的として開示の指針が定められたものであり(時価開示適用指針第9-3項)、国際的な会計基準との整合性によりリースに係る注記を削除することは当初の改訂の方針に反するものではない。

² 現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものについては、注記を省略することができる(時価開示適用指針第4項(1))。

リース負債に係る時価の注記の削除理由

11. リース負債に係る時価の注記を求めない理由については、借入金等と比較してリース負債の時価開示のベネフィットが劣ることを結論の背景において説明を行うこととする（文案は次頁参照）。

ディスカッション・ポイント 1

本資料第 10 項及び第 11 項に記載した事務局による分析及び提案について、ご意見をお伺いしたい。

以 上

企業会計基準適用指針公開草案第●号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針（案）」

企業会計基準適用指針第 19 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（最終改正 2020 年 3 月 31 日）を次のように改正する（改正部分に下線を付している。）。

(HP では非公表)

以 上